

平成23年第7回教育委員会

定例会会議録

平成23年7月12日

東久留米市教育委員会

平成23年第7回教育委員会定例会

平成23年7月12日（火）午後3時02分開会
本庁舎7階 701会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (4) 東久留米市指定文化財の指定について
 - (5) 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）予算（暫定）について
 - (6) その他
 - (7) 諸報告
 - ①平成23年度第2回市議会定例会について
 - ②平成23年度夏季休業中の指導室事業について
 - ③「平成23年度（22年度版）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について
 - ④その他
 - 教科書採択についての要請書について

出席委員（5名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 山 下 一 美
学 務 課 長 稲 葉 勝 之	学校適正化等 担 当 課 長 師 岡 範 昭
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 間 嶋 健	指 導 主 事 大 竹 順 子

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 課 主 事 小 野 塚 将 志
-----------------	---------------------

◎開会及び開議の宣告

- 委員長 これより平成23年第7回教育委員会定例会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

(午後3時02分)

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 本日の署名委員は、2番松本委員に願います。

◎会議録の承認

- 委員長 4月12日に開催した第4回定例会、5月17日に開催した第5回定例会の会議録についてはいずれも各委員にご覧いただいているので、よろしければ承認をいただきたい。異議なしと認め、いずれの会議録も承認された。

6月7日開催の第6回定例会については、後刻会議録をお配りするのでご覧いただきたい。

◎議案の追加

- 委員長 日程第2に入る前に、議案の追加の申し出があるので事務局から説明を求める。
- 総務課長 「議案第33号 東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について」、併せて「議案第34号 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）予算（暫定）について」の2件を追加議案として上程させていただきたい。
- 委員長 2件の追加議案を了承いただけることに賛成の委員の挙手を求める。異議なしと認め、いずれも追加議案として取り上げることに決定した。

◎日程の変更

- 委員長 ついては日程の変更をお願いしたく、改めて日程を配布する。

(日程を配布)

◎公開しない会議の宣告

- 委員長 議案第31号及び33号はいずれも人事案件であるため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたいのでお諮りする。公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、よって公開しない会議とする。

◎傍聴の許可

- 委員長 本日、傍聴の方はいらっしゃるか。
- 総務課長 いらっしゃらない。
- 委員長 なお、傍聴者がいらしたら、人事案件終了後にお入りいただくことにする。

(公開しない会議を開催)

(公開しない会議を閉じる)

◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○委員長 日程第4、「議案第32号 東久留米市指定文化財の指定について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○教育長 「議案第32号 東久留米市指定文化財の指定について」、上記議案を提出する。

平成23年7月12日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、東久留米市文化財保護審議会から3件の有形文化財について市指定文化財に指定するよう答申があり、指定する必要があるためである。詳細については生涯学習課長から説明する。

○生涯学習課長 議案書の次のページをご覧ください。本件は、本年3月7日に東久留米市文化財保護審議会へ諮問した「東久留米市指定文化財の指定について」に対し、去る6月24日付で市指定文化財に指定するようとの答申を受けたので、市条例の規定に基づき提案するものである。指定する文化財は有形文化財3件である。個々については次のページをご覧ください。市指定文化財候補1は有形文化財第18号で、名称は「六仙遺跡出土品一括」、点数は一括で約5,000点、年代は縄文時代である。滝山の郷土資料室内で保管している。中央町三丁目内に所在する六仙遺跡は縄文時代中期を主体とする集落跡で、竪穴住居跡19軒などが確認されている。出土品も非常に豊富で、縄文時代中期の縄文土器や石器が多く、落合川流域の縄文時代研究にとって貴重であるとされるものである。所有者は東久留米市、管理者は市教育委員会である。一括5,000点のうち的主要なものとして、3点の写真を掲載している。2件目の候補は有形文化財第19号で、名称は「地租改正取調野帳」、点数は14点、同じく郷土資料室で保管している。年代は明治9年ほかで、縦29cm、横21cmの地租改正における土地調査の基本台帳である。当市を構成していた旧9村（新田を含む）の地引絵図が現存しており、市指定文化財となっている。これまで所在不明であった取調野帳の存在が14冊確認されており、両者が揃うのは全国的に見ても貴重な例である。所有者は東久留米市、管理者は市教育委員会である。次のページには今回の14点の表紙の写真を掲載している。さらに次のページをご覧ください。候補3は有形文化財第20号で、名称は「村野家住宅建築関係文書」である。1点目が普請請負仕用覚書、2点目が御長屋門仕用帳で、本年1月に国の登録文化財となった柳窪四丁目の村野家住宅にある。年代は安政4年（1857年）と慶応元年（1865年）で、縦29cm、横21cm、17ページのもの5ページのものになる。村野家住宅の建築に関する江戸時代の文書で、普請請負仕用覚書については天保9年（1838年）に建築された四間取の村野家母屋の西側を増築して、四間取を六間取にする際の工事仕用書である。実際には御長屋門仕用帳の通りには建設されなかったが、後の明治14年に薬医門として建築されている。建築されなかった理由はこの時に一揆が発生したためと聞いている。いずれも建築部材の名称や賃金なども記載されており、江戸時代後期の建築技術や建築年代を知る上で貴重な歴史的価値がある資料である。特に、普請請負仕用覚書は現存する国登録文化財の母屋との照合ができる重要な古文書であるということで、非常に貴重なものである。

○委員長 「六仙遺跡出土品一括」の出土品数が「一括（約5,000点）」とあるが、破片を一つ一つ数えるのか。

○生涯学習課長 破片一つを1点と数え、総体的に一括で「約」としている。

○教育長 割れた欠片（かけら）が一つでも残っていれば「1点」とし、幾つか出てきてそれらを点数で数えている。修復作業は必要な都度行っており、修復されると2点が1点になる

ので、そういった意味で「約」という言葉を使っている。修復作業は常に行われているので、点数についてはやむを得ないと思う。

- 委員長 そういう欠片だけをまとめておける場所があれば良いと思う。欠片が形になったときには、もう一度申請し直すのか。
- 生涯学習課長 この段階で指定されるので、改めて「指定」ということにはならない。
- 委員長 村野家の文書は資料から見るとかなり保存状態が良いようであるが…。
- 生涯学習課長 相当良い保存状態にある。
- 委員長 これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第32号 東久留米市指定文化財の指定について」、本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第32号は承認することに決した。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第5、「議案第34号 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）予算（暫定）について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第34号 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）予算（暫定）について」、上記議案を提出する。平成23年7月12日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細は教育部長から説明する。
- 教育部長 議案書の次のページの「平成23年度一般会計暫定補正予算（第1号）について」をご覧いただきたい。暫定予算の期間は、平成23年8月1日から9月30日までの2カ月間である。対象とする会計は一般会計である。歳入歳出予算の内容であるが、歳入については市税及び国・都支出金等で、8月1日から9月30日までの2カ月間における収入見込額である。歳出については、8月1日から9月30日までの2カ月間に支出負担行為が行政運営上に必要な経費である。歳入の表をご覧いただきたい。表の真ん中ほどの太枠部分が、今回の暫定予算の補正額である。8月と9月の2カ月間に見込まれる収入見込額は、市税等をはじめとして50億9,340万3,000円である。4月から7月までの暫定予算と合わせると、4月から9月30日までの暫定予算の予算額合計については163億1,449万4,000円になる。歳出については、各款別に歳出が示されている。同じく8月と9月の必要額ということで、歳出合計は32億5,442万4,000円で、9月までの歳出額トータルは278億4,988万9,000円である。うち、教育費の8月と9月の2カ月間については、款10教育費をご覧いただくと1億8,819万4,000円とある。トータルで31億9,291万8,000円である。その下の表は人件費や公債費の内訳である。次のページの「4月暫定予算に未計上で、今回、予算計上している主な事業等」をご覧いただきたい。上の表で国や都の補正予算等に伴うもののうち、指導室の「習熟度別少人数指導実践研究推進事業」として494万円を計上している。その下の表は暫定予算期間の必要額を計上するもので、教育部総務課の「小学校教育備品」から下から2番目の生涯学習課の「スポーツセンター空調機器整備工事」までが、教育部にかかわる歳出の必要額を計上したものである。次のページは「参考」で、今後9月議会に向けて一般会計（本予算）の編成を進めていくに当たって、市長から示された予算編成の基本的考え方である。1の「全般的事項」として（1）から（3）の項目及び2の「具体的事項」として（1）歳入で3点、（2）歳出で3

点、このような点に留意して、今後、予算編成を行っていききたいとしている。

- 委員長 何か伺うことはあるか。
- 委員 2点伺いたい。1点目は標題「平成23年度一般会計暫定補正予算（第1号）」の、「第1号」という意味について、もう1点は、第1四半期が終わったところで、市全体の歳入は前年に比べてどうなったのかということである。
- 教育部長 「補正予算第1号」というのは、今回は4月から7月の暫定予算があるわけであるが、その補正の第1回目ということで「補正第1号」としている。
- 教育長 2点目の歳入の状況であるが、この暫定予算の中では4月から7月の必要額、それから8月9月の歳入見込額ということで必要額が示されている。現在、市税も当初の賦課調定が終わっているが、それは今回の中での反映ではなく、9月の本予算の中での調整となる。先ほど部長が説明した7月12日付の「23年度一般会計予算（本予算）の編成について」の具体的事項の（1）歳入のところで示されているが、市税等については9月で総体的に調整することになっており、現状についてはまだ本予算が成立していないため、まだ財務部からは聞いていない。
- 委員 実際の税収はどうか。
- 教育長 税収は入ってきている。
- 委員 前年と比べての増減はまだ分からないのか。
- 教育長 震災や団塊世代の退職など高齢化の影響もあると思うが、判明するのは9月の予算になる。当初予算で22年度と23年度の対比があるが、本予算が成立していないため、当初予算の段階の話はできない。
- 委員長 「暫定を繰り返していることに対して深く憂慮している」というくらいのこと以上は、われわれは言うてはいけないのだろう。これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第34号 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）予算（暫定）について」、本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第34号は承認することに決した。

◎その他

- 委員長 その他は何かあるか。
- 総務課長 ない。

◎諸報告

- 委員長 日程第7、「諸報告」に入る。「①平成23年第2回市議会定例会について」から、順次説明を求める。
- 教育部長 資料の「平成23年度第2回定例会会議結果」をご覧いただきたい。議案第25号および26号については人権擁護委員の任期切れで再任を求めるもので、これについては同意である。議案第27号から30号までは、今後、議員からの選出をしないことが適当であるとされた審議会等について関係諸規定の整備を行うというものであるが、こちらについても可決である。「議案第31号 災害対策本部条例の一部を改正する条例」は、災害対策基本法の改正に伴う条例の一部改正であるが、可決である。「議案第32号 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」は南沢五丁目地区地区計画

の施行に伴い現行条例に追加するものであるが、これは可決である。「議案第33号 平成23年度東久留米市一般会計予算」は賛成7、反対14、結果は否決である。公明党、自民党、共産党、一人会派の方の反対があった。続いて、「議員提出議案第1号 東久留米市市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例」は、月額報酬の5%カットや期末手当100分の300から250に下げるもので、これについては可決した。続いて、意見書は4件あり、意見書案第9号は否決、その他については可決である。請願は第20号から53号まであり、文教委員会にかけられた請願は「請願第31号 小学校1・2年生の35人学級の実現を求める意見書提出を求める請願」「請願第35号 少人数学級の実現を求める請願」「請願第36号 新川町テニスコート廃止に伴う代替テニスコートの確保を求める請願」の3件であるが、結果については後ほど申し上げる。次に、教育委員会関係の一般質問については10名の議員から質問があり、その主な質問と答弁内容について別紙のとおりまとめているので、後ほどお読みいただきたい。続いて、請願付託表であるが、請願第31号、35号、36号の3件については文教委員会で審議されている。「請願第31号」の請願事項は「来年度、小学校1・2年生の35人学級を実現するように東京都に意見書を提出してください」というものであるが、本会議における審議の結果、採択となった。「請願第35号」の請願事項は「東久留米市として、少人数学級を実現してください」というものであるが、結果は不採択である。「請願第36号」の請願項目は「廃止された新川町テニスコートの代替えとして、民間企業等が所有する既存テニスコートの借り上げ。市東部地区での市営コートの増設または新設の検討」ということであるが、これは趣旨採択となった。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○委員 4番の佐藤一郎議員の一般質問であるが、「学校評議員制度の現状と今後について」はどういう内容だったのか。

○指導室長 「既に法によって定められている学校評議員制度は、本市においてどのように運用されているか」ということで、本市の実態をお尋ねであった。特に、学校評議員の活動が学校運営にどのように反映されているか、また、学校評議員の意見が保護者や市民に公開されているのかどうかについて質問をいただいた。

○委員 知り合いが初めて評議員になって、戸惑っている部分もあり、私は教育委員をやっているのでいろいろ聞かれました。地域の方や保護者などいろいろな方が評議員になっておられ、校長先生の判断で評議員を8名まで選べるということであるが、地域の皆さんからいろいろな意見を聞くことは有意義なことだと思う。学習指導要領の改訂で伝統や文化をしっかり学びなさいとあるので、学校の周りのことや東久留米の歴史や伝統を子どもたちに教えていくに当たり、そういう方々のお力を借りるのは大変有意義なので、積極的に進めたい。

○委員 請願第31号は採択され、第35号は不採択になったということで、議会サイドでいろいろな判断があったと思う。しかし、ある意味で第31号と第35号は同じ方向性を持っている。紹介議員が第31号は複数いて、第35号が一人ということもあったのだろうが、不採択になった時に検討された論旨を伺いたい。

○教育部長 第35号は「東久留米市として少人数学級を実現してください」というものである。「市として」ということになると市で教員を採用せざるを得なくなり、人事異動についても狭い市域の中でということになり、実際問題として非常に困難だという現状を申し上げ

た。そういうようなところでご判断いただいて、不採択になったと思っている。

○委員長 この件については以上にとどめる。続いて、「②平成23年度夏季休業中の指導室事業について」の説明を求める。

○指導室長 今年度の指導室の夏季休業中の事業であるが、7月19日と25日には、本年度の中学校使用教科用図書採択に向けての協議会を臨時に開かせていただく。7月26日から29日までの4日間にわたっては、教職員対象の夏季特別研修会を実施する。別紙で研修会内容実施要綱等を参考資料として添付している。本年の研修会の特徴として、3月11日に発生した東日本大震災発災に伴い心肺蘇生法を取り入れるなど、本市の防災まちづくりの会のご協力を得て、学校における安全計画についての研修会を設定した。また、地域理解を目的とした市内の地域巡検を市内の東西に分け、2回にわたって実施するところが今年の特徴である。8月10日の定例教育委員会においては、平成24年度から27年度にかけて使用する中学校使用教科用図書の採択をしていただく。その他、資料に示した研修会等が予定されている。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いて、「③平成23年度（22年度版）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」に入る。

○総務課長 お手元の「報告書（案）」は、これまで教育委員会定例会または協議会等でご検討いただいた内容を集約して、今回の報告書の案としたものである。特にこの内容に変更がなければ8月の教育委員会定例会に2名の有識者のご意見を載せた報告書（案）を議案として上程したく、今回は最終確認をお願いしたい。その後、議会に提出するとともに、市民にも公表していく予定で準備を進めたい。本日はこれに加えて、お気づきの点があれば最終的な確認をさせていただきたい。

○委員長 変更個所のうち、26ページ三つ目の◎についてであるが、前の文章では「～今まで学校がかかわりづらかった福祉や医療等について精通した新たなる職を設けることで～」であったが、「『新たなる職を設ける』」が分かりにくいと申し出たところ、今回、そのような内容に変更されている。そのほか、改めて全体を通じて何かあればお出しいただきたい。

○委員 2点ほど提案させていただきたい。1点目は表記のことであるが、「分かる授業」「分かる学習」などと、漢字の「分かる」を使っている、最近は平仮名が多いので平仮名にしたらどうか。

○教育長 基本方針自体が漢字になっているので、この部分の変更は次回の基本方針を検討する時でないといけない。その時にまたご指摘していただければと思う。

○委員 2点目は19ページ「英語教育等の推進」の「課題・評価」に書かれている、外国語補助指導員のくだりについてである。これからは国際教育の時代であり、本市も英語教育に力を入れているので、このところは検討する必要がある。

○教育長 今のご指摘については、他の教育委員会でも共通して認識されている。どのように表現するかが問題だと思う。

○指導室長 教育長からお答えいただいた状況にあるのは確かである。経験やその方の技量、いわゆる研修の積み重ねの度合いで指導力に違いはあるだろう。ただし、委員ご指摘のとおり、こういう表現ではそれを許しているかのようにも受け取られかねないので検討する。

○委員長 46ページの「市及び教育委員会による各種行事への教育委員の参加」のところを

ご覧いただきたい。(1)入学式から(5)文化祭まで並んでいるが、前回、委員からご提案があり、こういう形で出したほうが良いだろうというご意見だった。

○委員 提案したきっかけは、八王子市をはじめ、他市の活動には具体的に委員の活動が示されていたことによる。本市でも委員長をはじめ委員が活発に学校を訪問されているので、具体的な数字で示したらどうかと思った。来年は委員長や他の委員も1学期ごとや1年間を通じて訪問した報告ができるような形にして、それをまとめていくことができればと思う。入学式や学校行事等への参加とともに、その他の行事でも学校を訪問しなければならないと思っている私自身の反省もあり、このように明確にしたほうが良いのではないかと思った。

○委員長 「22年度における教育委員の主な活動(学校訪問)は以下のとおりである」とあり、「文化祭」が「1校」とある。1校が良いのか、数え方も検討する必要がある。教育委員1人が行っても5人が行った、代表で行ったという考え方も成り立つ。手分けしてやっているということもある。数字が出ると、まずは「1校しか行ってない」と受けとめられてしまうだろう。また、入学式と卒業式は「14校」とあるが、「小・中合わせて何校か」ということにもなる。入学式や卒業式には教育委員が同じ時間に行くのであるから、当然、全校には行けないので教育委員会の職員に行ってもらっている。そういうことが数字には表われないため、主な活動を適切に表現した数字になるのだろうか。「一人で行っても教育委員会がちゃんとその学校に行って、しかるべく目を向けて」という意味にもなるから、こういう数字を出すについては「これだけ教育委員が動いている」ことが具体的に分かるように表記するのであれば意味があると思う。

○教育長 事務局が教育委員の活動を全て把握して、この中に反映するのは無理だと思う。1カ月間の教育委員の活動報告なりを、その都度、事務局に上げていただければはっきり言えると思うが…。また、委員長が言われるように、研究発表会「2校」とあっても、全員が行っていれば「2校」で「10人」となる。

○委員長 さらに、研究会を年に2校しかやらないのかという問題もある。研究会としては年に2校しかやっていないということの説明もないと、数字の重みが分からない。その辺も含めて今回は抽象的な評価にとどめておいて、こういう数字で表す場合の関連するいろいろな問題については今後の課題としたらどうか。こういう報告書によって教育委員を評価することに使っているわけでもないだろうが、「教育委員はいろいろな意味で現場を知らないとその仕事は務まらない」という意味では、各委員は機会あるたびに学校に行くなり、諸行事に参加することは当然であるという前提で一生懸命やってきている。

○委員 提案した趣旨であるが、定例会・臨時会・協議会等の中では、議案だけではなく100件近い報告事項を協議・検討していることが前ページに示されているので、われわれの活動についても具体的な数字で示したらどうかと思ったからである。しかし、委員長が言われたとおり、表記についてはもう少し固める必要があるので、今年度はそのまま検討事項とさせていただきます。

○教育長 「平成22年度における教育委員の主な活動(学校訪問)は以下のとおりである」とある。このことは上の二つの、「学校による各種行事への教育委員の参加」「市及び教育委員会による各種行事への教育委員の参加」の中に入っている。入っていないのは文化祭だけなので、下の分はカットして上に文化祭を入れて、「などです」としたらどうか。あえて学校数は入れない中で表記するほうが適切だと思う。

- 委員長 数字で表記するについてはいろいろな面があるので、今年に関しては上の２項で括れる格好で収めておく。われわれ教育委員の動きなどについて、市民にご理解いただくためにはどういう表現の仕方が良いのか、数字表記を含めて課題にさせていただきたい。
- 委員 結構である。
- 委員長 今後は有識者のご意見もちょうだいし、われわれの活動の実態についてご理解が違ふということがあればご説明させていただくなどの過程を経て、最終的にまとめていく運びとしたい。この件は以上にとどめる。そのほかに何かあるか。
- 教育部長 お手元にお配りしている教科書採択についての要請書をご覧いただきたい。「平成２３年度に採択される中学歴史教科書に関する請願書」及び「平成２３年度に採択される中学公民教科書に関する請願書」については、教育委員会の中で請願として取り上げてもらいたいという言葉が添えて提出されている。そのほか、「教科書採択についての要請書」及び「公正で開かれた教科書採択を求める陳情書」、さらに、市内や市外にお住まいの個人の方からも、また、「中学校教科書採択についての懇談のお願い」が教育委員会あてに提出されており、いずれも教育委員にお配りしている。
- 委員長 大事な問題であり、いろいろなところから教科書採択をめぐってご意見やご要望が寄せられており、既にわれわれの下にも市民や学校現場の先生方のご意見なりが届けられている。当然のことながら十分尊重して拝見しつつ、同時に、最終的には各委員それぞれ教科書をご覧になったところでの主体的なご判断、そしてそれを持ち寄った形で教育委員会としての答えを出したい。本日この後の協議会でさらに個々のご意見も寄せ、理解を深め合うという形になろうかと思うが、お骨折りをいただきたい。

◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって平成２３年第７回教育委員会定例会を閉会する。

(午後４時１５分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年7月12日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 松本誠一(自署)